

## 令和5年度 「地域を良くするしくみづくり助成金」要項

### 1 目 的

全国的に地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備が各地域で進められています。地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。

飯山市では小地域における住民主体の福祉活動をさらに進めていくために、赤い羽根共同募金の配分金を財源とし、地域に根ざした住民の助け合い活動等を行う様々な分野のグループ・団体を応援するための助成を行うものとする。

### 2 募集期間 令和5年1月4日（水）～1月31日（火）

### 3 助成期間 令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

### 4 助成金の交付対象

#### （1）助成対象部門

地域福祉の推進、小中高校における福祉普及活動及び住民の安心・安全な地域づくりに資する活動とし、次に掲げるものとする。

##### ①地域福祉部門（地域住民全般に対する活動）

（例示） 地域住民参加の交流活動（サロンの開催等）、孤立をなくす地域住民による支え合い活動、過疎化に関する住み続けられるまちづくり活動、企業と連携したボランティア活動、環境保全活動 他

##### ②高齢者支援部門

（例示） 移動・外出支援、福祉施設・病院への訪問・交流ボランティア活動、見守り支援活動 他

##### ③障がい児・者支援部門

（例示） 移動・外出支援、福祉施設・病院への訪問・交流ボランティア活動、見守り支援活動、障がい者スポーツ交流 他

##### ④子ども支援部門

（例示） 居場所づくり、福祉施設・病院への訪問・交流ボランティア活動、見守り支援活動 子育て支援活動 他

##### ⑤災害関連部門

（例示） 防災・減災のための活動支援、研修会の開催 他

#### （2）対象とならない事業

- ・国、県または市の補助金を受けた事業及び国、県、市等の外郭団体から助成金を受けた事業。
- ・分担金、負担金の支出に限られる事業。
- ・宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業。

### (3) 対象となる団体

事業目的が明確な、非営利の住民組織団体。分野は問わず、地域福祉活動を推進する団体・グループ等（法人及び任意団体。以下、「団体等」）。

### (4) 助成の条件

次に掲げる条件を満たしていること。

- ①団体等としての規約が定められており、事業計画と予算が策定されていること。
- ②赤い羽根共同募金活動に協力いただけること。（募金箱の設置、街頭募金活動等）

### (5) 対象経費

科目	対象となる経費	対象とならない経費
諸謝金	講師の謝礼金等	会員に対する諸謝金 講師のお土産代
旅費交通費	講師の交通費や宿泊費等 ボランティア活動に必要とされる交通費	会員の研修等参加に対する旅費
消耗品費	消耗品の購入費用（機材購入に該当しない 物品の購入費用）	
印刷製本費	パンフレットや研修資料等の印刷代	
通信運搬費	チラシ等の発送料、連絡文書等の郵送料 電話・メール・FAX代	
賃借料	会場の使用料、器具の備品レンタル料	
機材購入費	備品等の購入費（10万円未満の物に限る）	
その他事業費	上記以外で、事業実施に必要不可欠である と本会会長が認めたもの	

※団体の経常的な運営管理経費（職員の人工費、家賃などの経費）、飲食代、懇親会費、交際費、慶弔費、保険料、積立金は対象外。

## 5 助成内容

助成内容については、次のとおりとする。

助成区分	助成額	備考
一般助成	上限3万円（補助率10/10）	地域福祉推進のための活動・事業に必要とする経費
特別助成	上限10万円（補助率10/10）	地域をともに支え創っていく社会を目指し、住民とともにを行う先駆的な活動への助成

※注意事項

同一事業での申請については原則3年を限度とする。ただし、高齢者・障がい者等への直接のボランティア活動を行っている場合、または内容の変更・拡充が認められるものはその限りではありません。

## **6 申請方法**

各ボランティア団体、小中学校、NPO 法人へ申請書を通知する。助成を希望する団体等は、配布された「地域を良くするしくみづくり助成金申請書」（様式第1号）に、団体等の規約又は会則、事業計画、会員名簿等を添付し、社会福祉法人飯山市社会福祉協議会事務局まで提出する。

## **7 選考及び決定方法**

「長野県共同募金会飯山市共同募金委員会」の審査により、助成金交付団体等を決定する。  
(令和5年3月の予定)

## **8 助成金交付について**

助成金の交付が決定した団体等は助成対象事業終了後、「地域を良くするしくみづくり助成金実績報告書」（様式第3号）及び事業報告書、領収書を令和6年3月31日までに提出する。それに基づき助成金額を決定し、その後交付とする。

## **9 お問合せ先（事務局）**

社会福祉法人飯山市社会福祉協議会 事務局  
飯山市大字飯山1211-1 飯山市福祉センター内  
電 話 0269-62-2840  
FAX 0269-62-2904